

# 一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により  
 通告します。

平成 25 年 8 月 23 日

議席番号 6 番

東村山市議会議長 様

質問者 三浦 浩寿 1

## 記

| 番号 | 質問の項目と要旨   |
|----|--|
| 1  | <p>連続立体交差化事業完成まで 11 年、高架下開発はその後、、、今、市ができること<br/>                     連続立体事業と都市計画道路を併せたまちづくりは市にとって、長年の懸案事項の<br/>                     解決につながるるとともに、まちの発展の伸び白を得る大きな機会である。</p> <p>しかし、昨年の奥谷議員、前議会の土方議員の一般質問では、その一大事業におい<br/>                     て鉄道事業者と東京都の間で話が進み、市はそれを受けて自らの持ち分しか裁量権<br/>                     がないような印象であり、実際の仕組みもそうなっていると言わざるをえない。</p> <p>従って現在のところ、市としては完全なる受け身状態というところであるが、果た<br/>                     して本当にそうなのか、なしのつづて的答弁になりかねないテーマについて以下、<br/>                     整理のための質問も含め、伺う。</p> <p>(1) 駅は玄関であり、その土地の印象が決まる大きな役割を果たす。高架化とそ<br/>                     れに伴う駅周辺のまちづくりが、当市の未来を左右するといっても過言ではない。<br/>                     当市にとって、長年待ち望んできた事業であり、併せて都市計画道路の整備も含め、<br/>                     道幅、歩道の幅や危険な踏切など、抱えていた問題の解決とともに、駅周辺のまち<br/>                     の様子、人、車の流れが大きく変わろうとしている。それらの問題点を抱えながら、<br/>                     市政に携わってきた市長として、今回の連続立体交差化事業と周辺まちづくりにつ<br/>                     いてどのような思いでいるか伺う。</p> <p>・工事予定について</p> <p>(2) 現在測量中で、今年度中に事業認可を受ける予定だと聞いている。現在の進<br/>                     捗状況を伺う。</p> <p>(3) 測量後の予定を伺う。</p> <p>(4) 工事予定以外にも、この事業に関する市としての予定があるか伺う。都や鉄</p> |

道会社との協議予定。その他に東村山市駅周辺まちづくり協議会の予定や、調査予定等を伺う。

・事業費について

(5) 事業費は全体で約 610 億円となっているが、それは高架化工事のための建設費か。高架下の整備も含まれているのか伺う。

(6) ①鉄道会社が行う、高架下の施設部分と市が行う公租公課部分の整備についての、工事・協議の予定を伺う。

②整備期間の見込みを伺う。

・使い方

(7) 高架下利用可能面積の 15%を公租公課相当分として無償で利用できるかある。面積としてはどれくらいか。

(8) 公租公課部分として使用できる場所についてどのように想定されているか(改札からの距離)。例えば、更地の土地を 15%分与えられてそこに市が企画した事業に見合う建物を建設するのか、それとも鉄道会社で作った整備された建物を無償で使用するのか。

(9) 公租公課部分の土地にかかる事業費についての予算規模と編成時期を伺う。

(10) 確認のために伺う。

①例えば公租公課分 15%を土地ではなく、何パーセント分かでも実際の税収として得ることは可能なのか伺う。

②市の公租公課分のうち、事業者やNPOへ土地や建物を貸すことはできるのか。

(11) 公租公課部分の利用方法について、現在までに挙げられている案を伺う。

(12) 高架化事業を行った駅を持つ自治体の、公租公課分の利用方法を伺う。できれば何パーセントの公租公課分で何を作ったのか伺う。(比較対象できる西武沿線や多摩地域のJRなど)

(13) 現在、東口側方面に市営の駐輪場は5つある。今後、東村山駅周辺まちづくりを行う上で、その5つの駐輪場はどうする予定か伺う。(都市計画道路予定地になっていることを加味して整理しておきたいため)

(14) 西武鉄道の関連会社である西武プロパティーズが、現在、西口側の駐輪場を管理していると認識する。確認のために伺う。

(15) 「東村山市自転車等の放置防止に関する条例」第6条において、「鉄道事業者は、鉄道利用者のために駐輪場の設置に努めるとともに、市長の実施する施策に積極的に協力しなければならない」とある。今後、市は、15%の公租公課相当分で駐輪場を設置する考えだけではなく、鉄道会社に高架下へ駐輪場を設置するよう積極的に要望するべきと考える。見解を伺う。

(16) 上記質問のように、15パーセントの利用面積をどう有効活用すればよいかを考えると、メニューの中からどれを選ぶかという発想がスタートではなく、まずは鉄道事業者に任せられるものは任せれば、市の選択肢を増やすことが可能である。

高架下等の利用方法のなかで、現在の市の条例規則に照らし合わせて、鉄道事業者、東京都の持ち分である土地で行うことが可能、または市がやらなくてもよい可能性がゼロではないものはなにか伺う。

(17) まちづくり協議会では、東村山駅が高架化した際の高架下や駅周囲環境の参考として、平成21年に練馬駅周辺を視察しているが、その時の視察結果を簡単に伺う。

(18) 平成24年6月の市長の答弁で、練馬駅周辺では鉄道事業者が認証保育園を

設置したという事例があった。公租公課部分を有効利用することはもちろんだが、鉄道事業者に市民の必要とする施設を設置してもらえるよう、積極的に働きかけることも必要である。見解を伺う。

(19) 東村山市都市計画マスタープランでは駅周辺を中心核を商業地として、魅力ある空間への再生を目指し、アーケードづくりが挙げられている。エキナカだけではなく、駅周辺商店への流れも考えて、例えばアーケード商店街を高架下に設けようとする、それも鉄道会社の意向に任せるしかないのか伺う。

・駅周辺地域の一体化したデザイン構想、景観について

(20) 東村山駅は高架化事業によって利便性が高まり、今後、道路も整備され、魅力あるまちづくりを推進している。駅の再生に伴い、駅周辺のまちづくりも見直されているなか、長期的、総合的視野に立った景観づくりの目標や具体施策の方向性等を検討する必要があるのではないか。当市には「東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」のなかで、建築物の高さ制限や用途制限はあるが、色調等の指定等、いわゆる景観条例に含まれる細やかなルール作りはされているのか伺う。

(21) 今後、市やまちづくり協議会などで、景観に関するルール作りについて意見交換等を行う予定はあるか伺う。

(22) 総括として伺う。